

岩手県告示第438号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成25年6月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市施設（道路）
 - 2 都市計画を変更する土地の区域 下閉伊郡山田町川向町から川向町まで（別紙図面のとおり。）
 - 3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - （1） 期間 平成25年6月7日から同月20日まで
 - （2） 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センター並びに山田町役場
- 備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。